

改 正 案

現 行

<p>（公開買付届出書の添付書類）</p> <p>第十三条 法第二十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 当該公開買付者が法人等である場合には、定款又はこれに準ずる書面</p> <p>二 当該公開買付者が法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社以外の法人等である場合には、設立されたことを知るに足る書面</p> <p>三 当該公開買付者が個人である場合には、住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>四 当該公開買付者が非居住者である場合には、その者が当該公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき、当該公開買付者を代理する権限を付与したことを証する書面</p> <p>五 当該公開買付者が金融商品取引業者又は銀行等と法第二十七条の二第四項に規定する事務につき締結した契約の契約書の写し</p> <p>六 公開買付者を代理して公開買付けによる株券等の買付け等を行う者がいる場合には、代理につき締結した契約の契約書の写し</p> <p>七 公開買付者の銀行等への預金の残高その他の公開買付けに要す</p>	<p>（公開買付届出書の添付書類）</p> <p>第十三条 法第二十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 当該公開買付者が法人等である場合には、定款又はこれに準ずる書面</p> <p>二 当該公開買付者が法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社以外の法人等である場合には、設立されたことを知るに足る書面</p> <p>三 当該公開買付者が個人である場合には、住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>四 当該公開買付者が非居住者である場合には、その者が当該公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき、当該公開買付者を代理する権限を付与したことを証する書面</p> <p>五 当該公開買付者が金融商品取引業者又は銀行等と法第二十七条の二第四項に規定する事務につき締結した契約の契約書の写し</p> <p>六 公開買付者を代理して公開買付けによる株券等の買付け等を行う者がいる場合には、代理につき締結した契約の契約書の写し</p> <p>七 公開買付者の銀行等への預金の残高その他の公開買付けに要す</p>
--	--

る資金（有価証券等）をもって買付け等の対価とする場合には、当該有価証券等）の存在を示すに足る書面

八 買付け等の価格の算定に当たり参考とした第三者による評価書、意見書その他これらに類するものがある場合には、その写し）公開買付者が対象者の役員、対象者の役員の依頼に基づき当該公開買付けを行う者であつて対象者の役員と利益を共通にする者又は対象者を子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする会社その他の法人である場合に限る。）株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合には、当該許可等があったことを知るに足る書面（当該許可等を既に得ている場合に限る。）

十 公開買付開始公告の内容を記載した書面

十一 第二号様式のうち「第2 公開買付けの状況」の「1 会社名」及び「(1)及び(2)の記載事項に相当する事項が記載された書面（当該公開買付届出書に当該記載事項が記載されている場合を除く。）

十二 第二号様式のうち「第5 対象者の状況」の「1 最近3年間の損益状況等」及び「3 株主の状況」の記載事項に相当する事項が記載された書面（当該公開買付届出書に当該記載事項が記載されている場合を除く。）

2 前項に掲げる書類が日本語をもって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

る資金（有価証券等）をもって買付け等の対価とする場合には、当該有価証券等）の存在を示すに足る書面

八 買付け等の価格の算定に当たり参考とした第三者による評価書、意見書その他これらに類するものがある場合には、その写し）公開買付者が対象者の役員、対象者の役員の依頼に基づき当該公開買付けを行う者であつて対象者の役員と利益を共通にする者又は対象者を子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする会社その他の法人である場合に限る。）株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合には、当該許可等があったことを知るに足る書面（当該許可等を既に得ている場合に限る。）

十 公開買付開始公告の内容を記載した書面

（新設）

2 前項に掲げる書類が日本語をもって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(公開買付説明書の作成等)

第二十四条 法第二十七条の九第一項に規定する公開買付届出書に記載すべき事項で内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 当該公開買付届出書に記載すべき事項から第三十三条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除いたもの
- 二 公開買付者に係る事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移の確かかつ簡明な説明(当該公開買付届出書に第二号様式のうち「第2 公開買付者の状況」の「1 会社の概況」の①及び②の記載事項が記載されている場合を除く。)
- 三 対象者に係る主要な経営指標等の推移の確かかつ簡明な説明(当該公開買付届出書に第二号様式のうち「第5 合併の状況」の「1 最近3年間の業績状況等」及び「3 株主の状況」の記載事項が記載されている場合を除く。)

2 法第二十七条の九第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 当該公開買付けが法第二章の二第一節の規定の適用を受ける公開買付けである旨

- 二 当該公開買付説明書が法第二十七条の九の規定による公開買付説明書である旨

3 法第二十七条の九第一項の規定により公開買付説明書を作成する場合には、前項各号に掲げる事項については、公開買付説明書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

(公開買付説明書の作成等)

第二十四条 法第二十七条の九第一項に規定する公開買付届出書に記載すべき事項で内閣府令で定めるものは、当該事項から第三十三条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除いたものとする。

2 法第二十七条の九第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 当該公開買付けが法第二章の二第一節の規定の適用を受ける公開買付けである旨

- 二 当該公開買付説明書が法第二十七条の九の規定による公開買付説明書である旨

3 法第二十七条の九第一項の規定により公開買付説明書を作成する場合には、前項各号に掲げる事項については、公開買付説明書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

<p>4 法第二十七条の九第二項の規定により公開買付説明書を交付する公開買付者は、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、あらかじめ又は同時に公開買付説明書を交付しなければならない。</p> <p>5 法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付する公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、当該書面を交付する方法によることができる。</p>	<p>4 法第二十七条の九第二項の規定により公開買付説明書を交付する公開買付者は、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、あらかじめ又は同時に公開買付説明書を交付しなければならない。</p> <p>5 法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付する公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、当該書面を交付する方法によることができる。</p>
---	---



①【公開買付者が提出した書類】(18)

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期(第 期中)(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出

ハ【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出

②【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

2【会社以外の団体の場合】

- (1)【団体の沿革】
- (2)【団体の目的及び事業の内容】
- (3)【団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額】
- (4)【役員の役名、職名、氏名(生年月日)及び職歴】

3【個人の場合】

- (1)【生年月日】
- (2)【本籍地】(19)
- (3)【職歴】(20)
- (4)【破産手続開始の決定の有無】(21)

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】(22)

- (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】
- (2)【公開買付者による株券等の所有状況】( 年 月 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		—	
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )		—	
合計			

2【会社以外の団体の場合】

- (1)【団体の沿革】
- (2)【団体の目的及び事業の内容】
- (3)【団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額】
- (4)【役員の役名、職名、氏名(生年月日)及び職歴】

3【個人の場合】

- (1)【生年月日】
- (2)【本籍地】(17)
- (3)【職歴】(18)
- (4)【破産手続開始の決定の有無】(19)

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】(20)

- (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】
- (2)【公開買付者による株券等の所有状況】( 年 月 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		—	
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )		—	
合計			

(所有潜在株券等の合計数)	( )		
---------------	-----	--	--

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

( 年 月 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		—	
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )		—	
合計			
所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

( 年 月 日現在)

氏名又は名称	
住所又は所在地	
職業又は事業の内容	
連絡先	
公開買付者との関係	

② 【所有株券等の数】

( 年 月 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		—	
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )		—	
合計			
所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

2 【株券等の取引状況】 (23)

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】 (24)

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】 (25)

(所有潜在株券等の合計数)	( )		
---------------	-----	--	--

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

( 年 月 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		—	
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )		—	
合計			
所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

( 年 月 日現在)

氏名又は名称	
住所又は所在地	
職業又は事業の内容	
連絡先	
公開買付者との関係	

② 【所有株券等の数】

( 年 月 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		—	
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )		—	
合計			
所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

2 【株券等の取引状況】 (21)

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】 (22)

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】 (23)

第4【公開買付者と対象者との取引等】

- 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】 (26)  
 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】 (27)

第5【対象者の状況】 (28)

- 1【最近3年間の損益状況等】 (29)

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益 (当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】 (30)

金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名							
月別							
最高株価							
最低株価							

3【株主の状況】 (31)

(1)【所有者別の状況】 年 月 日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)									
所有株式数 (単)									
所有株式数の割合 (%)							100		

第4【公開買付者と対象者との取引等】

- 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】 (24)  
 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】 (25)

第5【対象者の状況】 (26)

- 1【最近3年間の損益状況等】 (27)

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益 (当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】 (28)

金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名							
月別							
最高株価							
最低株価							

3【株主の状況】 (29)

(1)【所有者別の状況】 年 月 日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)									
所有株式数 (単)									
所有株式数の割合 (%)							100		

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に対する 所有株式数の割合 (%)
計	—		

② 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に対する 所有株式数の割合 (%)
計	—	—		

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】 (32)

(1) 【対象者が提出した書類】 (33)

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成  
年 月 日 財務 (支) 局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期 (第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成  
年 月 日) 平成 年 月 日 財務 (支) 局長に提出

③ 【臨時報告書】

①の有価証券報告書、②の四半期報告書又は半期報告書の提出後、本届出書提出日 (平成 年 月 日) までに、臨時報告書を平成 年 月 日に 財務  
(支) 局長に提出

④ 【訂正報告書】

訂正報告書 (上記 訂正報告書) を平成 年 月 日に 財務  
(支) 局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

5 【その他】 (34)

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に対する 所有株式数の割合 (%)
計	—		

② 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に対する 所有株式数の割合 (%)
計	—	—		

(新設)

4 【その他】 (30)

(記載上の注意)

(1)～(6) (略)

(7) 買付け等を行った後における株券等所有割合

a 「潜在株券等に係る議決権の数」欄には、新株予約権証券、新株予約権付社債券、株券等信託受益証券及び株券等預託証券について株式に換算した議決権の数並びに取得請求権付株式及び取得条項付株式について潜在的に増加し得る議決権の数の合計を記載すること。

現在は対象者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求等の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等に係る議決権の数も含めることとする。

「公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」欄には、公開買付開始公告を行った日における公開買付者及び特別関係者の所有する株券等(令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。)に係る議決権の数を記載すること。

なお、公開買付期間中に当該議決権(法第27条の5第2号に規定する申出を行った者の所有する株券等に係る議決権を除く。以下この(7)及び(22)において同じ。)の数が総株主等の議決権(法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の100分の1に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、すみやかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。

b 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書(法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下同じ。)、有価証券報告書(法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。)、四半期報告書(法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。)又は半期報告書(法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。)に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

また、株券等が特定投資家向け有価証券(法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。(28)において同じ。)である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

(a) 直近に提供され、又は公表された特定証券情報(法第27条の31第1項に規定する特定証券情報をいう。以下同じ。)又は発行者情報(法第27条の32第1項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。)に含まれた総株主等の議決権の数

(b) (a)に掲げる総株主等の議決権の数を把握することができない場合又は特定証券情報若しくは発行者情報に総株主等の議決権の数が含まれていない場合には、その他の方法により把握することができた総株主等の議決権の数で直近のもの

なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「投資証券

(記載上の注意)

(1)～(6) (略)

(7) 買付け等を行った後における株券等所有割合

a 「潜在株券等に係る議決権の数」欄には、新株予約権証券、新株予約権付社債券、株券等信託受益証券及び株券等預託証券について株式に換算した議決権の数並びに取得請求権付株式及び取得条項付株式について潜在的に増加し得る議決権の数の合計を記載すること。

現在は対象者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求等の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等に係る議決権の数も含めることとする。

「公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」欄には、公開買付開始公告を行った日における公開買付者及び特別関係者の所有する株券等(令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。)に係る議決権の数を記載すること。

なお、公開買付期間中に当該議決権(法第27条の5第2号に規定する申出を行った者の所有する株券等に係る議決権を除く。以下この(7)及び(20)において同じ。)の数が総株主等の議決権(法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の100分の1に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、すみやかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。

b 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書(法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下同じ。)、有価証券報告書(法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。)、四半期報告書(法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。)又は半期報告書(法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。)に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

また、株券等が特定投資家向け有価証券(法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。(26)において同じ。)である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

(a) 直近に提供され、又は公表された特定証券情報(法第27条の31第1項に規定する特定証券情報をいう。以下同じ。)又は発行者情報(法第27条の32第1項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。)に含まれた総株主等の議決権の数

(b) (a)に掲げる総株主等の議決権の数を把握することができない場合又は特定証券情報若しくは発行者情報に総株主等の議決権の数が含まれていない場合には、その他の方法により把握することができた総株主等の議決権の数で直近のもの

なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「投資証券

に係る投資口の数」と、「議決権の数」とあるのは「投資口の数」と、「総株主等の議決権の数」とあるのは「発行済投資口の総口数」と読み替えて記載すること。この場合、「潜在株券等に係る議決権の数」及び「株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数」欄の記載を省略すること。

c 株券等所有割合は小数点以下3桁を四捨五入し小数点以下2桁まで記載すること。

d 各欄の「議決権」（「総株主等の議決権」を除く。）には、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第147条第1項若しくは第148条第1項（これらの規定を同法第228条第1項において準用する場合を含む。）又は同法第181条第1項、第182条第1項、第212条第1項若しくは第213条第1項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする（(22)のaにおいて同じ。）。

(8)～(16) (略)

(17) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項

a 「(1) 会社の概要」及び「(2) 経理の状況」を記載した場合には、「(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項」の記載を要しない。

b 公開買付者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。以下記載上の注意(32)において同じ。）に該当する者である場合には、「(1) 会社の概要」及び「(2) 経理の状況」に代えて、「(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項」を記載することができる。

(18) 公開買付者が提出した書類

a 届出書の提出日において既に提出されている公開買付者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）及び半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

b 公開買付期間中に、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書が提出される予定である場合には、その旨（当該有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期を含む。）記載すること。

c 「ハ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

(19)～(27) (略)

(28) 対象者の状況

「2 株価の状況」及び「5 その他」を除き、対象者が提出した最近の有価証券届出書又は有価証券報告書によるものとし、当該有価証券届出書又は有価証券報告書の提出年月日を明示すること。

また、株券等が特定投資家向け有価証券である場合には、対象者が提供し、又は公表した最近の特定証券情報又は発行者情報によるものとし、当該特定証券情報又は発行者情報の提供又は公表の年月日を明示すること。ただし、特定証券情報又は発行者情報にこれらの情報が含まれておらず、

に係る投資口の数」と、「議決権の数」とあるのは「投資口の数」と、「総株主等の議決権の数」とあるのは「発行済投資口の総口数」と読み替えて記載すること。この場合、「潜在株券等に係る議決権の数」及び「株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数」欄の記載を省略すること。

c 株券等所有割合は小数点以下3桁を四捨五入し小数点以下2桁まで記載すること。

d 各欄の「議決権」（「総株主等の議決権」を除く。）には、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第147条第1項若しくは第148条第1項（これらの規定を同法第228条第1項において準用する場合を含む。）又は同法第181条第1項、第182条第1項、第212条第1項若しくは第213条第1項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする（(20)のaにおいて同じ。）。

(8)～(16) (略)

(新設)

(新設)

(17)～(25) (略)

(26) 対象者の状況

「2 株価の状況」及び「4 その他」を除き、対象者が提出した最近の有価証券届出書又は有価証券報告書によるものとし、当該有価証券届出書又は有価証券報告書の提出年月日を明示すること。

また、株券等が特定投資家向け有価証券である場合には、対象者が提供し、又は公表した最近の特定証券情報又は発行者情報によるものとし、当該特定証券情報又は発行者情報の提供又は公表の年月日を明示すること。ただし、特定証券情報又は発行者情報にこれらの情報が含まれておらず、

かつ、他の方法によりこれらの情報を把握することができない場合には、その旨を記載することによりこれらの情報を記載しないことができる。

(19) ~ (31) (略)

(32) 継続開示会社たる対象者に関する事項

a 「1 最近3年間の損益状況等」及び「3 株主の状況」を記載した場合には、「4 継続開示会社たる対象者に関する事項」の記載を要しない。

b 対象者が継続開示会社に該当する者である場合には、「1 最近3年間の損益状況等」及び「3 株主の状況」に代えて、「4 継続開示会社たる対象者に関する事項」を記載することができる。

(33) 対象者が提出した書類

次に掲げるものを除き、記載上の注意(18)に準じて記載すること。

a 届出書の提出日において既に提出されている公開買付者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書(当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。)、半期報告書及び臨時報告書(法第24条の5第4項に規定する臨時報告書をいい、当該有価証券報告書、当該四半期報告書又は当該半期報告書のうち直近に提出されたものの提出日以降届出日までの間に企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号又は第9号を提出理由として提出されたものに限る。)並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

b 「② 四半期報告書又は半期報告書」については、これらの報告書に主要株主(法第163条第1項に規定する主要株主をいう。)及び役員の変動の記載がある場合には、その旨付記すること。

c 「③ 臨時報告書」については、その提出理由について、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号又は第9号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

(34) (略)

かつ、他の方法によりこれらの情報を把握することができない場合には、その旨を記載することによりこれらの情報を記載しないことができる。

(27) ~ (29) (略)

(新設)

(新設)

(30) (略)